

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2017

8

AUGUST

No.273

「ベルギー奇想の系譜 ポスからマグリット、ヤン・ファン・フアイブルまで」は、9月24日までBunkamuraザ・ミュージアムで開催中



ヒエロニムス・ボス工房
《トゥヌグダルの幻視》1490-1500年頃
油彩・板
ラサロ・ガルディアノー財団
©Fundación Lázaro Galdiano

岩田めい達の医事放談

AI・ICTの利活用と医療倫理の微妙な関係

医療構造改革の今日的課題²⁰⁷

「骨太の方針」で示された医薬品問題の方向性
医療保障政策研究21

トレンドィ・レポート

成長戦略を意識した「骨太の方針2017」
社会保障分野では医師会、製薬業界に配慮

医療変革期の病院経営戦略²²⁶

医療材料共同購買組織(GPO)
国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

レポート

全国在宅療養支援診療所連絡会が「全国在宅医療医歯薬連合会」結成
在宅医療で医師・歯科医師・薬剤師の三団体が連携
「全国在宅医療医歯薬連合会」が初の全国大会開催

特集

日本医師会女性医師支援センター事業の全容
ライフイベントで離職する女性医師の継続就労を促す
女性医師バンクの体制強化や支援の成功事例等の共有

第62回
医療法人の出資金の評価が変わる

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂

<図> (従来の計算式)

1 取引相場のない株式評価における類似業種比準価額の計算式
(財産評価基本通達180)

$$A \times \left\{ \frac{\frac{B}{C} + \frac{D}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{5} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

A=類似業種の株価
B=評価会社の1株当たりの配当金額
C= " " 1年間の利益金額
D= " " 直前期末の純資産価額(帳簿価額)
B=類似業種の1株当たりの配当金額
C= " " 年利益金額
D= " " 純資産価額(帳簿価額)

2 医療法人の出資評価における類似業種比準価額の計算式
(財産評価基本通達194-2)

$$A \times \left\{ \frac{\frac{B}{C} \times 3 + \frac{D}{D}}{4} \right\} \times 0.7 \sim 0.5$$

①過去に退社社員からの払い戻し請求があり、今後同様の問題が発生しないように対策を講じる必要があった。
②相続税額の試算を行ったところ、相当な額となり影響が大きいことが判明した。
③理事長が、自身の後継者に非医師を据えたいという

贈与をする場合、そのタイミングを有効に活用するとともに、病院等経営に直接・間接に携わることがない人にまで出資持分の贈与をすべきかどうか、クライアントと十分に検討する必要がある。経営に携わらない受贈者が、ある日突然、出資持分の払い戻し請求を起こす可能性が少なくないからだ。
もう一つの、出資持分の放棄には五つのパターンがある(後述する)が、おのおのメリット・デメリットがあるため、総合的に判断したい。まずは、歴史のある医療法人や規

模の大きい医療法人は、今回の改正の影響を受ける可能性が高いため、出資の評価を早めに行う必要がある。
○持分なし医療法人へ移行する理由
「持分あり」のままでは、払い戻し・相続等といったリスクから解放されることはないため、「持分を放棄する」「つまり、「持分なし」法人への移行を考える法人は多い。特に、病院を経営している法人、多数のクリニックを有する法人、地方の精神科病院などはその典型例である。厚生労働省によると、次のような

思いがあり、特定医療法人に移行する必要がある。
④もともと個人の所有という概念を持ち合わせておらず、地域の病院として公的意味合いをもっているとの思いがあった。
⑤今後の医療法人制度の方向性を考えると、持分なし医療法人となったほうが多様な経営手法が活用できると考えた。
○持分なし医療法人への移行パターン
持分なし医療法人への移行には次の五つのパターンがあるが、クライアントによって選択できる種類が異なることに留意すべきである。
①認定医療法人(厚生労働省が推進する持分なし法人移行促進策)
②社会医療法人(救急医療等確保事業を行う法人税等非課税法人)
③特定医療法人(法人税が軽減される(税率一九%)法人)
④基金拠出型医療法人
⑤上記以外の単なる持分放棄

ざるを得ない場合も出てくる。
このように、あらゆる可能性を多面的にみたらうでの判断が求められる。
○持ち分なしに移行すべきか否か
持分なし医療法人へ移行するには、前述したように、五つのパターンしかなく、一〇月一日から三年間は新たな「認定医療法人」に注目が集まるものと想定される。
法人税等の節税額が大きい医療法人は社会医療法人、社会医療法人の要件は満たせないが、少しでも法人税等の節税の恩恵を受けたい医療法人は特定医療法人といった移行先が想定されるが、その両者が無理な医療法人は、新たな「認定医療法人」が有力な候補にあがるだけでなく、その制度を積極的に利用すべきであろう。
ただし、この認定医療法人制度は、厚生労働省からの認定を受けることが最終目標ではなく、最終的には「持分なし医療法人」へ移行しなければならぬため、そのスケジュール等を確定しておかないといけない。さらに移行後は、六年間認定要件を満たし続けていないと法人へのみならず贈与税非課税が確定しないため、第三者である税理士等による定期的な関与は欠かせない。

昨年一二月の税制改正大綱において明らかになった「非上場株式の評価の見直し」。
国税庁は五月一日、非上場株式の評価の見直しを盛り込んだ「財産評価基本通達の一部改正」と、この通達を解説した「あらまし」を公表した。通達改正は、非上場株式の評価について、「類似業種比準方式」と「法人規模の判定基準」を見直すもので、本年一月一日以後の相続、遺贈、贈与に係る財産の評価から適用される。
実は、社会医療法人の出資金の評価額は、従来の計算式による評価額よりも金額が増えるケースが多いと想定される。
今回は、改正の影響を受ける法人はどのような法人か、そして、一〇月一日から開始する新たな認定医療法人制度をふまえ、社会医療法人の相続対策を再確認したい。
○影響のある医療法人
平成一九年の医療法改正により、その年の四月以降に設立された医療法人は、すべて「持分なし」である。それ以前(平成一九年三月末まで)に設立された社会医療法人は、「持分あり」が大部分を占め(現時点でも社会医療法人のうち約七八%の四万超が持分あり)、相続や出資戻戻

しなどにより経営を揺るがすリスクを抱えている。
つまり、平成一九年三月末までに設立された四万を超える数の「持分あり」社会医療法人の多くに、今回の改正の影響がある。
○改正により有利となる法人、不利となる法人
①出資の評価方法
社会医療法人の出資の評価は、医療法人の規模別に、「類似業種比準方式」「類似業種比準方式と純資産価額方式との併用方式」および「純資産価額方式」の三種のどれかにより評価することとされている。
なお、医療法人は剰余金の配当が禁止されていることから配当還元方式による評価は適用できない。
②類似業種比準方式の改正
まず、類似業種比準方式を使う場合、会社では三つの比率要素(配当利益、純資産)を使うが、医療法人は配当禁止のため、配当要素を除外する。
改正前の類似業種比準方式による株価算定の算式では、類似業種の二つの比率要素である一株当たりの利益金額、簿価純資産価額の比重は三対一で利益が重視され、他の比率要素の三倍となっていた(図参照)。それが、改正後では一対一になった。

なお、比重の見直しに伴い算式の分母の数字も四から二に変更された。これにより、従来の評価方法に比べ損益の影響を受けにくく、法人の財政状態が重視されることになる。
したがって、平成一九年一月一日以降は、内部留保の大きい医療法人の出資評価が大幅に変動することになる。歴史のある医療法人の場合、その評価額の上昇率はさらに大きいと思われる。一方で、まだ歴史は浅いが利益率の高い法人は、評価額が下がるであろう。
いずれにせよ、医療法人は配当ができません、稼いだ利益はすべて内部留保しなければならぬため、歴史のある医療法人ほど改正の影響が大きいといえる。
○医療法人特有の相続対策
四万を超える社会医療法人の永遠の課題として「出資持分対策」がある。
平成一九年三月三十一日までに設立された社会医療法人は、出資者の相続という問題に必ず遭遇することになる。生前に対策を講じる場合、役員退職金を支給する、生命保険に加入するなど出資評価を下げて(下がった時に)贈与をする、あるいは、持分放棄をするといった選択肢が考えられる。